

＜全体版＞

## 神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況

～令和 6 年度の実施状況及び令和 7 年度の実施予定～

令和 8 年 1 月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

## はじめに

県では、平成 21 年に制定した、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき、現在、令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間とする「第 4 期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第 4 期計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定め、各種支援等に取り組んでいます。

第 4 期計画では、年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、第 3 期計画の中間年度（令和 8 年度）及び最終年度（令和 10 年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民や市町村等からご意見をいただいて、進捗状況を点検することとしています。

本冊子は、施策・事業の進捗状況を点検するため、第 4 期計画の施策の体系に沿って、令和 6 年度の施策・事業の実施状況と令和 7 年度の施策・事業の実施予定を取りまとめたものです。

## 本冊子の構成

### ■ 体系図 P 1～P 2

第4期計画に位置付けられた施策の体系を示しています。  
各施策ごとの目次も兼ねています。

### ■ 犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況 P 3～P 25

施策・事業について、令和7年度の実施予定を記載しています。

## 体系図

### 犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

#### 施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

##### 具体的施策(1) 総合的支援体制の充実

①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

1

②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実

2

③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

3

④緊急支援の推進

4

##### 具体的施策(2) 地域における支援体制の充実

①市町村の取組支援の充実と連携の推進

5

②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

6

##### 具体的施策(3) 支援関係機関の連携強化

①支援関係機関ネットワークの充実

7

②個別専門的な支援体制との連携

③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携

④民間支援団体等への活動支援

⑤自主防犯活動団体等への情報提供等

⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

#### 施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

##### 具体的施策(1) 経済的負担の軽減

①見舞金給付の実施

8

②犯罪被害給付制度の周知等

9

③弁護士による法律相談の実施【再掲】

④公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】

⑤緊急避難場所(ホテル等)の提供【再掲】

⑥事情聴取時にかかる旅費の支給

⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費・検案書料に対する経費の負担

⑧医療機関の受診費用等の負担

⑨犯罪被害者等宅の清掃に要する費用の負担

##### 具体的施策(2) 法律問題の解決への支援

①弁護士による法律相談の実施

10

②刑事手続等の適切な情報提供

##### 具体的施策(3) 日常生活の支援

①付添支援の実施

11

②生活支援の充実

12

③自立支援等の実施

具体的施策(4)  
心身に受けた影響からの回復

- ①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 13
- ②精神科の受診の支援 14
- ③自助グループの紹介 15
- ④子ども・若者に対する相談、支援の充実 16
- ⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供
- ⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】
- ⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】
- ⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援
- ⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

具体的施策(5)  
一時的な住居の提供等

- ①緊急避難場所（ホテル等）の提供 17
- ②住居の確保への支援 18
- ③DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護
- ④困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

具体的施策(1)  
県民・事業者の理解の促進

- ①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 19
- ②犯罪被害者等理解促進講座の実施 20
- ③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開 21
- ④様々な機会・媒体を用いた情報の提供
- ⑤交通事故防止・犯罪被害防止についての普及啓発の推進
- ⑥いのちの大切さに関する教育の推進
- ⑦人権教育、犯罪防止教育の推進
- ⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

具体的施策(1)  
犯罪被害者等を支える人材の育成

- ①犯罪被害者等支援員養成講座の実施 22
- ②支援者、相談員等に対する研修等の実施 23
- ③支援者、相談員等を支える取組の実施 24
- ④支援ボランティア登録制度の運用 25
- ⑤専門性の強化促進

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1～25を付記）

## 犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携	(1) 総合的支援体制の充実		
①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	<p>□事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供</li> <li>・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」や、「市町村職員向け犯罪被害者ハンドブック」の運用</li> </ul>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</li> </ul> <p>相談：1,611件 支援：1,454件 法律相談 170件 カウンセリング 525件 付添支援 757件 一時的な住居の提供等 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の支援メニューを一覧にした「県内の犯罪被害者等支援を目的とした条例一覧」を運用</li> <li>・令和7年2月に「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を全面改訂し、各市町村に配布</li> </ul>	<p>○サポートステーションを運営 犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <p>・相談 ・月～土曜日 9時～17時（祝休日・年末年始を除く） ・支援メニュー ・法律相談 ・カウンセリング ・検察庁、裁判所等への付添い ・一時的な住居の提供等 等</p> <p>・「県内の犯罪被害者等支援を目的とした条例一覧」や「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の運用</p>
②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実	<p>□警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。</p> <p>□SNSの活用をはじめ、子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制について、整備を進めます。</p> <p>□職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。</p> <p>□産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた医療機関との連携を強化します。</p> <p>□障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施 電話相談：2,153件 支援：388件</p> <p>○令和6年7月から「かながわ性被害相談LINE」を開設する等、LINEやメールでの相談を実施。 LINE相談：180件 メール相談：32件</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 6回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 2回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 ・職員・相談員に対するリフラー研修の受講支援</p> <p>○産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた性犯罪・性暴力被害者への支援における協力医療機関との連携を図った。</p> <p>○障がい者支援やDV被害者支援の関係部署及び県教育委員会等も含めた犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を1回開催し、性犯罪・性暴力被害者対応に関する事例検討や情報交換等を行った。</p> <p>○女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 ・3回</p>	<p>○「かならいん」を運営 性犯罪・性暴力被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <p>・相談 ・24時間365日（電話・メール） ・毎週火・木・金・日曜日 16～21時（LINE相談） ・支援メニュー ・面接相談 ・医療機関への受診 ・法律相談 ・カウンセリング</p> <p>○「かながわ性被害相談LINE」の相談日を週3日から週4日に拡充する等、相談体制の強化を図る。</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 ・職員・相談員に対するリフラー研修の受講支援</p> <p>○産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた性犯罪・性暴力被害者への支援における医療機関との連携の強化を図る。</p> <p>○犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を開催し、事例検討、情報交換等を行う。</p> <p>○女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
	<p>□性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師(SANE)養成のための研修や、産婦人科をはじめとした医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。</p> <p>□地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。</p> <p>□ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、民間支援団体との連携や病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援体制の充実に向けて検討します。また、証拠採取等の対応医療機関の拡充を進め、新たな証拠保管庫の整備を行うなど、体制の充実を図ります。</p>	<p>○県内医療機関従事者6名に対し、性暴力対応看護師(SANE)養成講座受講を支援した。また、「かならいん」と地域の拠点となる医療機関とのネットワークを充実・強化するとともに、各産婦人科等の医療機関等において、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、産婦人科等の医療従事者等に対する「性犯罪被害者の対応についての研修会」を1回開催した。</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会や各医療機関への訪問を通じ、性犯罪・性暴力被害者への支援における協力病院等との連携強化を図った。</p> <p>○令和7年2月から、けいゆう病院での証拠採取を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠採取等の対応医療機関の拡充を目指し、性暴力対応看護師(SANE)の養成研修の受講支援した。</li> <li>・県警察の施設に新たな証拠保管庫の整備し、証拠採取実施医療機関の採取資料保管に係る負担の軽減を図った。</li> </ul>	<p>○性暴力対応看護師(SANE)の養成研修の受講支援や産婦人科の医療従事者向けの研修会を実施</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会の実施や訪問説明等により、協力病院等との連携を強化</p> <p>○相談者が医療機関の受診や弁護士への法律相談等をする際の付添支援を民間支援団体に新たに委託することで、支援体制を強化する。また、性暴力対応看護師(SANE)の養成研修の受講支援等を通じて、証拠採取等の対応医療機関の拡充を図る。</p>
<p>③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化</p>			
	<p>□様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。</p> <p>□市町村や教育委員会、学校等と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携した広報の強化</li> <li>・市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供</li> <li>・市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供</li> <li>・子ども・若者にも伝わりやすい、Web媒体等による、より効果的な広報の実施</li> <li>・ホームページ等によりサポートステーションや「かならいん」の活動をわかりやすく紹介</li> <li>・不特定多数が利用する化粧室や、教育機関等への広報用カード等の設置の拡大</li> </ul>	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かならいん」に関するInstagram広告、インターネットリスティング広告</li> <li>・「かながわ性被害相談LINE」に関する記事広告を地域情報誌に掲載</li> <li>・暮らし安全通信4回</li> <li>・県のたより3回（うち1回企画面）</li> <li>・紹介動画の公開</li> <li>・県庁Xやtvkデータ放送を通じての周知</li> <li>・リーフレット等を作成し、市町村の総合的対応窓口やスーパー・マーケットでの配架</li> <li>・ポスターを作成し、警察署や学校等の関係機関で掲示</li> </ul> <p>○市町村や教育委員会、学校等と連携し、犯罪被害者等支援に係る広報啓発イベントを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携した理解促進講座の実施 8回</li> <li>・市町村ホームページから県ホームページへのリンク設置 21市町</li> <li>・市町村広報紙への掲載 4市町村</li> <li>・市町村庁舎や市町村総合的対応窓口、市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 19市町村</li> <li>・市町村庁舎内等の化粧室に周知カード等を配架 5市町村</li> </ul>	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らし安全通信、県のたより、ホームページ、X等での広報</li> <li>・リーフレットやカード、ポスターを作成し、警察署や学校、スーパー・マーケット等での配架</li> <li>・「性暴力」とは何かを周知するための子ども向けリーフレットを、県内の小学4年生全生徒に配布</li> <li>・子ども向け地域情報誌広告</li> <li>・バスにおけるデジタル広告</li> <li>・LINE広告、Instagram広告、インターネット広告</li> </ul> <p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や教育委員会、学校等と連携した理解促進イベントの実施</li> <li>・市町村と連携した広報の実施</li> </ul>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
④緊急支援の推進	<p>□重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。</p> <p>□休日、夜間における市町村、関係機関との連絡体制の確立を図ります。</p> <p>□県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。</p> <p>□県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。</p> <p>□かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関を通じて犯罪被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で犯罪被害者等のニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。</li> <li>・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、犯罪被害者等のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。</li> <li>・死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の犯罪被害者等の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。</li> </ul> <p>□ 緊急時の連絡体制の整備や犯罪被害者等についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。</p>	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について神奈川県被害者支援連絡協議会第27回定期総会において確認・検討した。</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の休日・夜間連絡先の把握</li> </ul> <p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案の発生はなかったが、対応について検討を行った。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施</p> <p>○サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立</p> <p>○初期的支援については、県警察等で被害者のニーズの早期把握に努めるとともに、サポートステーション及び関係機関等において、必要な支援提供を実施</p> <p>○中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングや、より参加しやすい形での支援を実施</p> <p>○神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の拡充を図った。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を実施</p>	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢の構築、役割分担等について確認・検討します。</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けて確認・検討します。</p> <p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合は、迅速かつ円滑な支援を実施します。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施します。</p> <p>○サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を実施します。</p> <p>○初期的支援については、県警察等で被害者のニーズの早期把握に努めるとともに、サポートステーション及び関係機関等において、必要な支援提供を実施します。</p> <p>○中長期的支援については、個別の面接によるカウンセリングの実施や、行政機関、カウンセリング機関、自助グループ等への引継ぎなどし、途切れないと支援を実施します。</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者支援については、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援します。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と確認・協議を実施します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
(2)地域における支援体制の充実			
①市町村の取組支援と連携の推進			
	<p>□各市町村における総合的対応窓口等と、サポートステーション、「かならいん」との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。</p> <p>□日常生活支援を行う市町村に対して補助を行うほか、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定や計画策定などについての情報提供</li> <li>・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用</li> <li>・市町村職員研修の充実</li> <li>・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）</li> <li>・支援提供にあたっての市町村の総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」との連絡調整の推進</li> </ul> <p>□市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民、事業者等の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。</p> <p>□県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。</p>	<p>○市町村総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」が相互に情報提供とともに、先行事例を共有することで市町村の取組を支援</p> <p>○市町村に対する支援強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活支援を行う市町村に対して補助実施申請9市（うち支援実績3市）</li> <li>・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置</li> <li>・令和6年8月「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」の作成</li> <li>・令和7年2月「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の全面改訂</li> <li>・市町村職員研修を開催 6回、参加人数 655名</li> <li>・市町村実務担当者会議、市町村主管課長会議を各1回開催した。</li> <li>・サポートステーション、「かならいん」での相談・支援と提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施。</li> </ul> </p> <p>○市町村と連携した犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 8回、795名</p> <p>○市町村・支援関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る新制度説明会・検討会を1回開催し、先行事例の共有や事例検討等を行うことで、犯罪被害者等支援における各機関の役割分担や課題を相互に認識するとともに、相互の連携について確認した。</p>	<p>○各市町村における総合的対応窓口等と、サポートステーション、「かならいん」との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援</p> <p>○犯罪被害者等支援に関する情報共有や補助を通じて市町村に対する支援を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置</li> <li>・「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」や「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の運用</li> <li>・「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」の作成</li> <li>・「学校における犯罪被害者等対応研修」の実施</li> </ul> </p> <p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を開催</p> <p>○県、県警、民間支援団体と市町村で市町村・関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る検討会を開催し、先行事例の共有や事例検討等を行う</p>
②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開			
	<p>□各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施</li> </ul>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施（49署）。</p>	<p>○各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
(3) 支援関係機関の連携強化			
① 支援関係機関ネットワークの充実			
	<p>□ 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）</li> </ul>	<p>○障がい者支援やDV被害者支援の関係部署及び県教育委員会等も含めた犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を1回開催し、性犯罪・性暴力被害者対応に関する事例検討や情報交換等を行った。</p>	<p>○犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p>
② 個別専門的な支援体制との連携			
	<p>□ 個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションや「かならいん」などと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションや「かならいん」などが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションや「かならいん」などが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>
【個別専門的な支援体制とその概要】			
○ DV (※) 被害への対応			
(*) DV : 「DV (ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者からの暴力」という意味で使用しています。	<p>□ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援などを行います。</p> <p>□ 法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施。</p> <p>また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援を実施。</p> <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者一時保護件数 148件</li> </ul> <p>○法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談等件数15,240件（令和6年中）</li> </ul>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を行う。</p> <p>また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援を行う。</p> <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保する。</p> <p>○法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。</p>
○ ストーカー被害への対応			
	<p>□ 被害者等の安全確保を最優先に対応をし、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。</p>	<p>○被害者等の安全確保を最優先に対応をし、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談等件数996件（令和6年中）</li> </ul>	<p>○被害者等の安全確保を最優先に対応をし、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。</p>
○ 性犯罪被害への対応			
	<p>□ 24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」において、原則、女性警察官が性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ等）の被害者等の相談に応じます。</p> <p>□ 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。</p> <p>□ 性犯罪被害者に対して、県警本部の心理員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。</p> <p>□ 性犯罪捜査に携わる警察官（女性警察官を含む）を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。</p> <p>□ 性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</p>	<p>○24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」において、原則、女性警察官が性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ等）の被害者等の相談に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 449件</li> </ul> <p>○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 188件</li> </ul> <p>○性犯罪被害者に対して、警察本部の心理員によるカウンセリング等の支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング 142回</li> </ul> <p>○性犯罪捜査に携わる警察官（女性警察官を含む）を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図った。</p> <p>○性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修回数 3回</li> </ul>	<p>○24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」において、原則、女性警察官が性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ等）の被害者等の相談に応じます。</p> <p>○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。</p> <p>○性犯罪被害者に対して、警察本部の心理員によるカウンセリング等の支援を実施します。</p> <p>○性犯罪捜査に携わる警察官（女性警察官を含む。）を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。</p> <p>○性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
○ セクシュアル・ハラスメント被害への対応	<p>□ かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に悩んでいる方からの相談に応じます。</p> <p>□ 県立総合センター内に設置した「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」において、被害を受けた県立学校児童・生徒、保護者等からの相談に応じます。</p>	<p>○ かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に応じます。</p> <p>・相談件数 172件</p> <p>○県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」を実施。</p> <p>令和6年度実施状況 電話による相談19件、メールによる相談43件、計62件</p>	<p>○ かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場で性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。</p> <p>○「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」を実施。</p>
○ いじめへの対応	<p>□ 県立総合センター教育相談課において、学校生活、家庭生活、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。</p> <p>□ 「24時間子どもSOSダイヤル」を設置して、24時間体制で、子どもの悩みに対する電話相談を行います。</p> <p>□ 「中高生SNS相談@かながわ」において、いじめや様々な悩み等に関する中高生からの相談に応じます。</p>	<p>○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル、「中高生SNS相談@かながわ」を実施。</p> <p>令和6年度実施状況 教育相談件数は17,620件、うち24時間子どもSOSダイヤル4,698件、中高生SNS相談@かながわ4,436件</p>	<p>○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル、「中高生SNS相談@かながわ」を実施。</p>
○ 被害にあった子どもへの対応	<p>□ 警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。</p> <p>□ 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、子どもの非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行います。</p> <p>□ 児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。</p>	<p>○警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行った。</p> <p>○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行った。</p> <p>・相談件数 457回</p> <p>○児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行った。</p>	<p>○警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて少年相談員による継続的な支援を行います。</p> <p>○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行います。</p> <p>○児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行います。</p>
○ 児童虐待への対応	<p>□ 子ども・家庭110番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権にかかわるような悩みの相談に応じます。</p> <p>□ 児童相談所虐待対応ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応します。</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権にかかわるような悩みの相談に応じます。</p> <p>・相談件数 子ども・家庭110番 1,517件 人権・ホットライン 196件</p> <p>○児童相談所虐待対応ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応する。</p> <p>・相談件数 1,439件</p>	<p>○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権にかかわるような悩みの相談に応じます。</p> <p>○児童相談所虐待対応ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応する。</p>
○ 高齢者虐待への対応	<p>□ かながわ高齢者あんしん介護推進会議において、高齢者虐待防止に向けた課題を検討するとともに、高齢者施設等での自己点検の促進や、職員・県民に向けた普及・啓発に取り組みます。</p> <p>□ 市町村や地域包括支援センターの職員による対応を支援するため、専門職の派遣やマニュアル提供、職員研修等を実施します。</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討した。</p> <p>○高齢者施設等へ自己点検の実施を促した。</p> <p>○市町村に対し、高齢者虐待対応についての助言を行った。</p> <p>○市町村が高齢者虐待対応において実践的な対応ができるように研修を開催した。</p> <p>○市町村が高齢者虐待対応について専門職に相談できるように弁護士派遣事業を実施した。</p> <p>○高齢者虐待防止部会にて、高齢者虐待対応マニュアルの改訂に取り組んだ。</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題を検討する。</p> <p>○高齢者施設等に対して、虐待防止に係る自己点検を促進する。</p> <p>○市町村職員に対して、高齢者虐待対応に係る研修を実施し、適時、対応の仕方等について相談に応じる。</p> <p>○市町村職員が高齢者虐待対応について専門職に相談できるように弁護士派遣事業を実施する。</p> <p>○高齢者虐待防止部会にて、高齢者虐待防止マニュアル改訂版を作成し、周知する。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
○ 障がい者虐待への対応	<p>□ 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。</p> <p>□ 県障害者権利擁護センターでは市町村や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ります。</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 53件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>○県障害者権利擁護センターでは市町村や障害福祉サービス等の従事者への「障害者権利擁護・虐待防止研修」を実施</p>
○ 暴力団被害への対応	<p>□ 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。</p> <p>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行った。</p> <p>・相談件数 281件</p> <p>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行った。</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行う</p> <p>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。</p>
○ 惠質商法被害への対応	<p>□ 「悪質商法110番」において、悪質リフォームなどの訪問販売、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る利殖勧誘などの「悪質商法事犯」や「ヤミ金融事犯」の相談に応じます。また、「消費者ホットライン188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センター等と連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。</p>	<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p> <p>・相談件数 46件(令和7年10月1日から相談受理停止中、令和7年9月30日までの数値。R8.3.31をもって廃止予定)</p>	<p>○年々相談件数は減少傾向にあり、業務の合理化の観点から今秋廃止予定。</p>
○ 交通事故被害への対応	<p>□ 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。</p> <p>□ 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</p> <p>□ 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>・相談件数 108件(令和6年中)</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施(研修回数: 2回)</p> <p>○県交通事故相談を実施</p> <p>・相談件数279件</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じる</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</p> <p>○交通事故相談を実施</p>
○ 困難な問題を抱える女性への対応	<p>□ かながわ女性の不安・困りごと相談室において、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話、メール、SNS及び面接相談を実施します。</p> <p>□ 上記相談が困難な方に対し、必要に応じて訪問支援や行政及び民間団体等の窓口への同行支援を行います。</p> <p>□ 相談員または他の当事者とつながりが持てるよう、居場所の提供を行います。</p>	<p>○かながわ女性の不安・困りごと相談室において、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話、メール、SNS及び面接相談を実施</p> <p>○上記相談が困難な方に対し、必要に応じて訪問支援や行政及び民間団体等の窓口への同行支援を実施</p> <p>○相談員または他の当事者とつながりが持てるよう、居場所の提供を行う</p> <p>○女性電話相談室では、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの電話相談を実施 相談件数 1,707件</p>	<p>○かながわ女性の不安・困りごと相談室において、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話、メール、SNS及び面接相談を実施します。</p> <p>○上記相談が困難な方に対し、必要に応じて訪問支援や行政及び民間団体等の窓口への同行支援を行います。</p> <p>○相談員または他の当事者とつながりが持てるよう、居場所の提供を行います。</p> <p>○女性電話相談室では、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの電話相談を実施します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携			
○ 警察における再被害防止に向けた保護対策の推進	<p>□ 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれが大きい場合に、警察署の再被害防止担当官等が電話や面接などにより、犯罪被害者の要望を把握するとともに、防犯指導を実施します。また、警察署が一体となり、立ち寄りや周辺等のパトロールなどにより再被害の未然防止活動を実施します。</p> <p>□ 関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施します。</p> <p>□ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じた。</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施予定</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施予定</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施予定</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。</p>
○ 学校における再被害防止措置の推進	<p>□ 学校における再被害防止のための適切な支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援を行います。</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>
○ 神奈川県DV対策推進会議の開催	<p>□ 弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。</p>	<p>○「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」を3回開催(代表者会議・行政部会・民間団体連携部会)</p>	<p>○「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」を開催(代表者会議・行政部会・民間団体連携部会)</p>
○ 困難な問題を抱える女性等に関する支援調整会議の開催	<p>□ 関連機関により構成する「支援調整会議」において、困難な問題を抱える女性への支援の施策を推進します。</p>	<p>○関連機関により構成する「支援調整会議」において、困難な問題を抱える女性への支援の施策を推進</p>	<p>○関連機関により構成する「支援調整会議」において、困難な問題を抱える女性への支援の施策を推進します。</p>
○ 要保護児童対策地域協議会の運営支援等	<p>□ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。各児童相談所は、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議に出席し、情報交換等を行います。</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援する。</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席する。</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援する。</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席する。</p>
○ 学校・警察連絡協議会の開催	<p>□ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高等学校、児童相談所が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察、児童相談所が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。</p>	<p>○各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高等学校、児童相談所が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察、児童相談所が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行った。</p>	<p>○各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高等学校、児童相談所が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察、児童相談所が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
④ 民間支援団体等への活動支援			
○ 関係団体に対する活動支援	<p>□ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。</p> <p>□ 児童虐待の防止活動や犯罪被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。</p>	<p>○公益社団法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣した。</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布した。</p> <p>○各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施した。</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣する。</p>	<p>○犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣するとともに、各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施します。</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣する。</p>
○ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等支援を行う団体への活動支援	<p>□ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等の自立支援を行う民間団体の取組を支援するとともに、スタッフの資質向上の研修を実施します。</p>	<p>○DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等の自立支援を行う民間団体の取組を支援するとともに、スタッフの資質向上の研修を2回実施</p>	<p>○DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等の自立支援を行う民間団体の取組を支援するとともに、スタッフの資質向上の研修を実施する。</p>
⑤自主防犯活動団体等への情報提供等	<p>□ 地域住民や地域の自主防犯活動団体等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行います。</p> <p>□ 犯罪被害者等への理解促進を図るため、地域団体等に対して情報提供等を行います。</p> <p>□ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」やX（旧Twitter）などを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信 4回</p> <p>○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣 0回</p> <p>○地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を実施した。</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」やX（旧Twitter）などを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣</p> <p>○地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を実施します。</p>
⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	<p>□ 関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する情報提供やニーズに応じ支援を実施します。</p>	<p>○関係機関・団体と連携、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努めたが、海外における県民の犯罪被害発生はなかった。</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する情報提供やニーズに応じた支援を実施します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供			
(1)経済的負担の軽減			
①見舞金給付の実施	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が被害にあったことで生じる経済的負担を早期に軽減するため、見舞金の給付を行います。</p> <p><input type="checkbox"/> より犯罪被害者等のニーズに沿った支援の提供ができるよう、市町村の犯罪被害者等への経済的支援の取組促進や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。</p>	<p>○ 神奈川県犯罪被害者等見舞金を計60件（遺族見舞金9件、重傷病見舞金33件、転居見舞金18件）給付した。</p> <p>○ 「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」の作成等を通じて市町村の犯罪被害者等への経済的支援の取組を促進した。また、「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の全面改訂により、犯罪被害者等支援に活用できる各種保健福祉・医療等の制度についてまとめた。</p>	<p>○ 神奈川県犯罪被害者等見舞金の給付を実施</p> <p>○ 「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を運用しながら、市町村の犯罪被害者等への経済的支援の取組を促進する。また、「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の更新により、各種社会保障、保健福祉及び医療制度などを把握し、関係機関との連携を強化します。</p>
②犯罪被害給付制度の周知等	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。</p>	<p>○ 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。</p>	<p>○ 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。</p>
③弁護士による法律相談の実施	再掲 2 (2)①	同左	同左
④公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	再掲 2 (4)①	同左	同左
⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供	再掲 2 (5)①	同左	同左
⑥事情聴取時にかかる旅費の支給	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。</p>	<p>○ 犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減した。</p>	<p>○ 犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減します。</p>
⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費・検案書料に対する経費の負担	<p><input type="checkbox"/> 犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費、検案書料を一部負担します。</p>	<p>○ 犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、遺体修復費、死体検案書料を一部負担し、御遺族の経済的負担を軽減した。</p>	<p>○ 犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、遺体修復費、死体検案書料を一部負担します。</p>
⑧医療機関の受診費用等の負担			
○ 身体犯の被害者の初診料等に対する費用の負担	<p><input type="checkbox"/> 殺人、傷害等の身体犯の被害を受けた方に、初診料、診断書に関する費用を負担します。</p>	<p>○ 殺人、重傷な傷害等の身体犯の犯罪被害者等に係る初診料、診断書に関する費用を112件負担し、被害者等の経済的負担を軽減した。</p>	<p>○ 殺人、重傷な傷害等の身体犯の犯罪被害者等に係る初診料、診断書に関する費用を負担し、被害者等の経済的負担を軽減します。</p>
○ 性犯罪・性暴力の被害者の緊急避妊等に対する費用の負担	<p><input type="checkbox"/> 性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。</p>	<p>○ 性犯罪被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担し、経済的負担を軽減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察としての診断書料、緊急避妊費用等371件</li> <li>・「かならいん」の支援の一環として、医療的支援を33回実施した。</li> </ul>	<p>○ 性犯罪被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。</p>
○ 精神科の受診の支援【再掲】	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。</p>	<p>○ 精神科受診の必要性が認められる被害者等に対して、医療費の一部を公費負担し、経済的負担を軽減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察 42人 342件</li> </ul>	<p>○ 精神科受診の必要性が認められる被害者等に対して、医療費の一部を公費負担します。</p>
⑨犯罪被害者等宅の清掃に要する費用の負担	<p><input type="checkbox"/> 住居が犯罪行為の現場となった犯罪被害者等宅の清掃業者による清掃に関する費用を負担します。</p>	<p>○ 住居が犯罪行為の現場となった被害者等宅の清掃業者による清掃費用を負担し、経済的負担を軽減した。</p>	<p>○ 住居が犯罪行為の現場となった犯罪被害者等宅の清掃業者による清掃費用を負担します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
(2)法律問題の解決への支援			
①弁護士による法律相談の実施			
	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行ってい神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題や、二次被害の防止について、サポートステーションや「かならいん」において、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。</p> <p><input type="checkbox"/> 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ、県民以外の犯罪被害者等を含め、迅速かつ柔軟に対応します。</p>	<p>○犯罪被害者等に対する法律相談を実施。 サポートステーション：170回 「かならいん」：61回</p> <p>○事案の内容に応じ、県民以外の犯罪被害者等を含め、迅速かつ円滑な支援を実施</p>	<p>○サポートステーションや「かならいん」の支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施</p> <p>○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に対応</p>
②刑事手続き等の適切な情報提供			
○ 「被害者の手引」の配付			
	<p><input type="checkbox"/> 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」を作成し、被害者に配付します。</p>	<p>○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付した。</p>	<p>○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。</p>
○ 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供			
	<p><input type="checkbox"/> 「被害者連絡制度」に基づき、殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の犯罪被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。</p>	<p>○殺人・性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行った。</p>	<p>○殺人・性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。</p>
○ 法テラス等と連携した情報提供			
	<p><input type="checkbox"/> 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。</p>	<p>○サポートステーションや「かならいん」における法律相談において、法テラスの日弁連委託援助制度や裁判における犯罪被害者等支援制度の情報提供を実施</p> <p>○法テラス主催の協議会への参画や神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施</p>	<p>○サポートステーションや「かならいん」における法律相談において、法テラスの日弁連委託援助制度や裁判における犯罪被害者等支援制度の情報提供を実施</p> <p>○法テラス主催の協議会への参画や神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施</p>
(3)日常生活の支援			
①付添支援の実施			
	<p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。</p> <p><input type="checkbox"/> ボランティア養成講座や、支援者・相談員等のスキルアップのための研修会の実施により、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 檢察庁、裁判所、法律相談等への付添支援や代理傍聴等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。</p>	<p>○検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添い支援を実施した。 サポートステーション：757回 「かならいん」：126回</p> <p>○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、犯罪被害者支援ボランティア養成講座や支援員、相談員等のスキルアップのための研修を実施。</p> <p>○付添い支援や代理傍聴等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施</p> <p>○サポートステーション（公益社団法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援）した。 ・検察庁、裁判所等への付添い等</p> <p>○県警察による付添い支援を実施した。 ・犯罪被害者犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を実施した。 ・検察庁、裁判所、法律相談等への付添支援や代理傍聴等を実施した。 86回（心理員による支援回数） ※ 警察官による支援回数については数値統計の把握を行っていないため、心理員のみの回数）</p>	<p>○サポートステーションや「かならいん」において、検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添い支援を実施</p> <p>○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、犯罪被害者支援ボランティア養成講座や支援員、相談員等のスキルアップのための研修を実施。</p> <p>○付添い支援や代理傍聴等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施</p> <p>○犯罪被害者等が、公判、捜査協力、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、警察職員による検察庁、裁判所、法律相談等への付添支援や代理傍聴等を実施します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
②生活支援の充実	<p>□ 家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、日常生活支援を行う市町村に対する補助や、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。</p>	<p>○市町村・支援関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る新制度説明会・検討会を1回開催し、先行事例の共有や事例検討等を行うことで、犯罪被害者等支援における各機関の役割分担や課題を相互に認識するとともに、相互の連携について確認した。</p> <p>○市町村における犯罪被害者等日常生活支援事業を補助</p> <p>日常生活支援を行う市町村に対して補助実施申請9市（うち支援実績3市）</p> <p>・県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを2名配置</p>	<p>○市町村・関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る検討会を開催</p> <p>○県に配置された市町村支援専門コーディネーター（2名）や犯罪被害者等日常生活支援事業補助金を通じ、日常生活支援に関する市町村の取組を支援</p>
③自立支援等の実施			
○ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性の自立支援	<p>□ 困難な問題を抱える女性は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があります。一時保護中の困難な問題を抱える女性に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの意向及び状況に合わせた支援を行った。また、同伴児童に対し保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行った。関係機関や民間団体と連携しながら、困難な問題を抱える女性と同伴児童の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を実施した。</p>	<p>○一時保護中の困難な問題を抱える女性に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの意向及び状況に合わせた支援を行った。また、同伴児童については、保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを実施する。関係機関や民間団体と連携しながら、困難な問題を抱える女性と同伴児童の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を実施。</p>	
○ 児童相談所における被虐待児童への支援	<p>□ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。</p> <p>□ 被害児童一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、被害児童の立場に立った切れ目のない支援を行います。</p>	<p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施する。</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置する。</p>	<p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施する。</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置する。</p>
○ ひきこもり当事者への支援	<p>□ 犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった方に対して、ひきこもり地域支援センターにおける電話や来所によるほか、LINEによる相談窓口を設置し、より相談しやすい環境を整備しています。</p>	<p>○犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった方に対して、「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、犯罪被害に関する相談も含めて、月曜日、年末年始を除く週6日の電話や来所による相談を実施した【電話相談 延べ616件、来所相談 延べ112件】。状況に応じて、市町村等の関係機関に繋ぐなどして対応し、困難事例については、精神科医、弁護士による多職種支援チームの助言指導を実施した【36回】。</p> <p>・かながわひきこもり相談LINEを委託で実施した【延べ936件】。</p>	<p>○犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった方に対して、「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野（教育・福祉・就労支援等）の相談員を配置し、犯罪被害に関する相談も含めて、月曜日、年末年始を除く週6日の電話や来所による相談を実施している。状況に応じて、市町村等の関係機関に繋ぐなどして対応し、困難事例については、精神科医、弁護士による多職種支援チームの助言を受ける体制整備を行う。</p> <p>・LINEによる相談窓口を祝日を除く火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時まで開設し、ひきこもりで悩む方が相談しやすい環境を整える。</p>
○ ケアラーに対する支援	<p>□ 犯罪被害にあったことにより、介護や看病が必要となった家族などをケアしているケアラーからの相談に応じるとともに、ケアラーズカフェの情報提供等各種支援を充実します。</p>	<p>【相談実績】</p> <p>○相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS相談：363件</li> <li>・電話相談：54件</li> </ul> <p>【ケアラーズカフェ掲載実績】</p> <p>○ポータルサイト掲載件数：18件</p>	<p>○ケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口として、「かながわケアラー電話相談」及び「かながわヤングケアラー等相談LINE」を設置。</p> <p>また、ケアラーズカフェの活動を新たに始める際のその立ち上げ等の費用を一部補助する「ケアラー居場所づくり支援事業」を実施するとともに、申請のあったケアラーズカフェについて、かながわケアラー支援ポータルサイトに掲載し情報発信を行う。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
(4) 心身に受けた影響からの回復			
①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	<p>□ 二次被害を含め、犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、サポートステーションや「かならいん」において、適切なカウンセリングを実施します。</p> <p>□ 公認心理師等の資格を有する県警察の心理員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。</p> <p>□ 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、公認心理師等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。</p> <p>□ カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。</p>	<p>○サポートステーション、「かならいん」の支援の一環として、公益社団法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 サポートステーション：280回 「かならいん」：42回</p> <p>○臨床心理士の資格を有する警察職員等が、初期的段階からのカウンセリングを実施した。 ・心理員によるカウンセリング 142回</p> <p>○事案の内容に応じ柔軟な支援を実施した。</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介した。</p>	<p>○サポートステーション、「かならいん」の支援の一環として、公益社団法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施します。</p> <p>○臨床心理士の資格を有する警察職員等が、初期的段階からのカウンセリングを実施します。</p> <p>○事案の内容に応じ柔軟な支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。</li> <li>・カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合には、保健所等関係機関の紹介、精神科医療の受診につなぎます。</li> </ul>
②精神科の受診の支援	<p>□ 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。</p>	<p>○犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担し、経済的負担を軽減した。 ・県警察 42人 342件</p>	<p>○犯罪被害者等が精神科の受診が必要と認められた場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。</p>
③自助グループの紹介	<p>□ 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループやグリーフケアのグループ等についての情報収集に努めるとともに、県ホームページに自助グループの情報提供を行います。また、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループ等を紹介します。</p> <p>□ コーディネーターを通じての支援や、重大事案が発生した場合のカウンセラー派遣等、自助グループがより運営・参加しやすいよう、支援のあり方について検討します。</p>	<p>○自助グループに関する情報収集を実施するとともに、県ホームページにて情報提供を実施。また、サポートステーションや「かならいん」の相談者に対し、希望に応じて自助グループを紹介</p> <p>○コーディネーターを通じての支援や、重大事案が発生した場合のカウンセラー派遣等、自助グループがより運営・参加しやすいよう、支援のあり方について検討</p>	<p>○自助グループに関する情報収集を実施するとともに、県ホームページにて情報提供を実施。また、サポートステーションや「かならいん」の相談者に対し、希望に応じて自助グループを紹介</p> <p>○コーディネーターを通じての支援や、重大事案が発生した場合のカウンセラー派遣等、自助グループがより運営・参加しやすいよう、支援のあり方について検討</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
④子ども・若者に対する相談、支援の充実	<p>□ SNSの活用をはじめ、犯罪被害について、被害者となつた、また、家族が被害にあった子ども・若者が相談しやすい支援体制の整備を進めます。また、「かならいん」において、小児科等を含めた医療機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。さらに、教育機関向けの研修を含め、子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化し、相談員の資質向上を図ります。</p> <p>□ 公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。</p> <p>□ 児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。</p> <p>□ 子どもたちが抱える困難に対応するため、すべての公立中学校（政令指定都市を除く）や県立高等学校、中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小学校を含めた児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。また、スクールカウンセラーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会へ配置するとともに、アドバイザーを教育事務所等に配置し、スクールカウンセラーへの助言や指導を行います。</p> <p>□ 私立学校に対しては、「人権同和研修会」を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。</p> <p>□ 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所、県立高等学校、中等教育学校に配置し、関係機関と連携しながら、児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を実施します。また、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会に配置するとともに、教育事務所に配置したアドバイザーからスクールソーシャルワーカーへ指導や助言を行います。</p> <p>□ 子ども・若者総合相談センターでは、犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じ、状況に応じた問題の整理や解決の筋道を立て、必要な情報を提供したり、地域における適切な機関につなぐなどの支援を行っています。また、電話や来所による相談を実施するほか、LINEによる相談窓口を運営するなど、子ども・若者がより相談しやすい環境を整えています。</p>	<p>○令和6年7月から「かながわ性被害相談LINE」を開設。 ・相談件数180件</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会や各医療機関への訪問を通じ、小児科も含め、性犯罪・性暴力被害者への支援における協力病院等との連携強化を図った。</p> <p>○職員・相談員に対するリフカーリ研修の受講を支援</p> <p>○公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行った。</p> <p>○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施する。</p> <p>○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校（政令市を除く）に配置（重点配置校90校）し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、スクールカウンセラーの質の向上、問題行動等の未然防止や早期改善を図るために、アドバイザーを教育事務所等に配置。※政令市は独自に対応</p> <p>○スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、生徒等への心のケアを実施</p> <p>○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報提供を実施</p> <p>○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に50人配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを教育局に配置し、あわせて、市町村への指導・助言を行うアドバイザーを教育事務所に配置。 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置し、関係機関等と連携した支援を実施</p> <p>○犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じることができるように、「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・心理等）の相談員を配置し、犯罪被害に関する相談も含めて、月曜日、年末年始を除く週6日の電話や来所による相談を実施した【電話相談 延べ2,380件、来所相談 延べ255件】。状況に応じて、地域の関係機関とも連携し、子ども・若者の相談、支援充実を図った。 ・かながわ子ども・若者総合相談LINEを委託で実施した【延べ2,832件】。</p>	<p>○「かながわ性被害相談LINE」の相談日を週3日から週4日に拡充する等、相談体制の強化を図る。</p> <p>○条例に「児童等に対する教育及び支援」の条文を新設する等の改正を実施予定 ・「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」の作成 ・「学校における犯罪被害者等対応研修」 ・「性暴力」とは何かを周知するための子ども向けリーフレットを、県内の小学4年生全生徒に配布</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会の実施や訪問説明等により、協力病院等との連携を強化</p> <p>○職員・相談員に対するリフカーリ研修の受講を支援</p> <p>○公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。</p> <p>○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施する。</p> <p>○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校（政令市を除く）に配置（重点配置校90校）し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、スクールカウンセラーの質の向上、問題行動等の未然防止や早期改善を図るために、アドバイザーを教育事務所等に配置。※政令市は独自に対応</p> <p>○スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、生徒等への心のケアを実施</p> <p>○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報提供を実施</p> <p>○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に50人配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを教育局に配置し、あわせて、市町村への指導・助言を行うアドバイザーを教育事務所に配置。 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置し、関係機関等と連携した支援を実施</p> <p>○犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じることができるように、「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・心理等）の相談員を配置し、犯罪被害に関する相談も含めて、月曜日、年末年始を除く週6日の電話や来所による相談を実施している。状況に応じて、地域の関係機関とも連携し、子ども・若者の相談、支援充実を図る。 ・LINEによる相談窓口を祝日を除く火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時まで開設し、子ども・若者本人からも相談しやすい環境を整える。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
<b>⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供</b>			
○ 迅速かつ適切な救急医療の提供	<input type="checkbox"/> 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供。	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
<b>⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応</b>			
<input type="checkbox"/> 教職員を対象とした「人権教育ハンドブック」や各種研修会等を通して、各学校における被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報を提供するとともに、県立学校の人権相談窓口においても、児童虐待に係る相談に適切に対応していきます。	○私立学校に対し、被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報提供を実施 ○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施。 ○県立学校人権教育研修講座等の中で、ヤングケアラーの課題についての講義をオンデマンド形式で実施。 ○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権や児童虐待をテーマにした講演を実施 ○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載 ○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施する。	○私立学校に対し、被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報提供を実施 ○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座、中堅教諭等資質向上研修等の中で研修を実施予定。 ○県立学校人権教育研修講座等の中で、ヤングケアラーの課題について講義予定。 ○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権や児童虐待をテーマにした講演を実施予定 ○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載 ○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施する。	○私立学校に対し、被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報提供を実施 ○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座、中堅教諭等資質向上研修等の中で研修を実施予定。 ○県立学校人権教育研修講座等の中で、ヤングケアラーの課題について講義予定。 ○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権や児童虐待をテーマにした講演を実施予定 ○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載 ○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施する。
【再掲：1 (3) ② 児童虐待への対応】	同左	同左	同左
【再掲：1 (3) ② 高齢者虐待への対応】	同左	同左	同左
【再掲：1 (3) ② 障がい者虐待への対応】	同左	同左	同左
<b>⑦DV被害、ストーカー被害への対応</b>			
【再掲：1 (3) ② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】	○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施。	○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を行う。	○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を行う。

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援	<p><input type="checkbox"/> 交通事故や病気などによる脳の障がいにより、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障がいにかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる巡回相談など、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援を行います。また、高次脳機能障がいに関する研修会や事例検討会等を通じて、支援技術の向上と支援体制の充実を図ります。</p>	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおける相談支援 ・高次脳機能障害に関する相談 相談件数2,031件</p> <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける要請に応じた巡回相談（支援コーディネーターによる） ・高次脳機能障害者に対する支援 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実</p> <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける研修会等 ・高次脳機能障害セミナー（小児編） 　対面研修 参加者52名 ・高次脳機能障害セミナー（実務編） 　対面研修 参加者42名 ・高次脳機能障害セミナー（就労支援編） 　対面研修 参加者27名 ・高次脳機能障害セミナー（理解編） 　対面研修 参加者79名</p> <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける事例検討会等 ・ネットワーク育成事業：高次脳機能障害支援ネットワーク連絡会（主催：年2回、オブザーバー参加：年2回） ・事例検討会（年5回）</p>	<p>○交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発等を実施する。</p>
⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備			
○ 被害者支援要員制度	<p><input type="checkbox"/> 支援が必要な殺人、性犯罪などの犯罪被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。</p>	<p>○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を行った。</p>	<p>○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を行います。</p>
○ 犯罪被害者専用の事情聴取室の設置	<p><input type="checkbox"/> 警察署の新築又は建て替え時には犯罪被害者専用の事情聴取室を設置し、他の警察署においては、会議室等を活用することにより、犯罪被害者等の精神的負担や不安の軽減を図ります。</p>	<p>○新設又は建て替えの警察署に専用相談室を設置し、他の警察署においては会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安の軽減を図った。</p>	<p>○新設又は建て替えの警察署に専用相談室設置し、他の警察署においては会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減を図ります。</p>
○ 被害者支援用車両の配置	<p><input type="checkbox"/> 各警察署での犯罪被害者等の移動における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。</p>	<p>○警察署等に被害者支援専用車両を配備し、被害者のプライバシー保護などに配意しながら必要な事情聴取や実況見分などを行った。</p>	<p>○警察署等に被害者支援専用車両を配備し、被害者のプライバシー保護などに配意しながら必要な事情聴取や実況見分などを行います。</p>
○ 性犯罪被害者への対応	<p><input type="checkbox"/> 聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮するとともに、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が対応するなど、捜査の過程等において被害者の心情に配慮した対応に努めます。</p>	<p>○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮するとともに、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が対応するなど、捜査の過程等において被害者の心情に配慮した対応に努めた。</p>	<p>○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮するとともに、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が対応するなど、捜査の過程等において被害者の心情に配慮した対応に努めます。</p>
○ 報道機関への公表内容についての配慮	<p><input type="checkbox"/> 報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。</p>	<p>○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。また、被害者・遺族等から匿名での広報を希望された場合には、その旨を広報文に明記した。</p>	<p>○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、被害者・遺族等から匿名での広報を希望された場合には、その旨を広報文に明記します。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
(5)一時的な住居の提供等			
①緊急避難場所（ホテル等）の提供			
<input type="checkbox"/> 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。 <input type="checkbox"/> なお、緊急避難場所（ホテル等）の提供については、犯罪被害者等の状況に応じて柔軟な運用を検討するとともに、市町村と連携した取組を進めます。	<input type="checkbox"/> 被害直後の緊急避難場所として、サポートステーション及び市町村の制度による緊急避難場所としてホテル等を提供したほか、県警察独自に緊急避難場所（ホテル等）の提供を実施した。 ・ 提供 サポートステーション2件、県警察1件	<input type="checkbox"/> 緊急避難場所（ホテル等）の提供については、犯罪被害者等の状況に応じて柔軟な運用を検討するとともに、市町村と連携した取組を進めます。 <input type="checkbox"/> さらに、サポートステーション、市町村とは別に、被害の態様、再被害の恐れなどを考慮した上で、更なる緊急避難場所（ホテル等）の提供の必要性を認めた場合は、犯罪被害者等の利便性に配慮して、緊急避難場所（ホテル等）を提供します。	
②住居の確保への支援			
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。 <input type="checkbox"/> 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう、日常生活に必要な備品を設置するなど、居室の環境整備等を行います。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。	<input type="checkbox"/> サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・ 利用実績 0件 <input type="checkbox"/> 市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を実施 <input type="checkbox"/> 県営住宅について、冷蔵庫、カーテン、クーラー等を配備する等、居室の環境整備等を実施 <input type="checkbox"/> 民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供数 0件	<input type="checkbox"/> サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 <input type="checkbox"/> 市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を実施 <input type="checkbox"/> 県営住宅について、冷蔵庫、カーテン、クーラー等を配備する等、居室の環境整備等を実施 <input type="checkbox"/> 民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施	
③DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護			
○ 困難を抱える女性自立支援施設			
<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況に応じ社会とつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を行います。	<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況に応じ社会とつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を行う 一時保護件数(DV以外) 100件	<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況に応じ社会とつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を行います。	
○ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性の一時保護			
<input type="checkbox"/> DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性とその同伴児童等に対して、緊急時における安全確保及び一時保護を行います。	<input type="checkbox"/> DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性とその同伴児童等に対して、緊急時における安全確保及び一時保護を実施。 ・ 一時保護件数 248件	<input type="checkbox"/> DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性とその同伴児童等に対して、緊急時における安全確保及び一時保護を実施する。	
○ 児童相談所による一時保護			
<input type="checkbox"/> 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。	<input type="checkbox"/> 虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施する。 ・ 一時保護件数 989件	<input type="checkbox"/> 虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施する。	
④困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言			
<input type="checkbox"/> 一時保護後等の自立した生活に向けて、困難な問題を抱える女性の住居の確保における情報提供を関係機関と連携して実施します。	<input type="checkbox"/> 一時保護後等の自立した生活に向けて、困難な問題を抱える女性の住居の確保における情報提供を関係機関と連携して実施	<input type="checkbox"/> 一時保護後等の自立した生活に向けて、困難な問題を抱える女性の住居の確保における情報提供を関係機関と連携して実施する。	

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
3 県民・事業者の理解の促進	(1)県民・事業者の理解の促進		
	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等への理解を促進するため、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、防犯に関する講座や市町村、関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。</li> <li><input type="checkbox"/> また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施</li> <li>・ 民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村と連携し、市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント等を通じた普及啓発を実施</li> <li>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回</li> </ul> </li> <li>○県警察及び民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>R6.11.15～R6.12.1 5日間</li> <li>県内5箇所で実施</li> </ul> </li> </ul>
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校、教育委員会、地域、市町村、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、犯罪被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施</li> <li>・ 市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 中学生及び高校生を対象に、犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にすることを育むことによって、自らが被害者にも加害者にもならないという規範意識や、社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図るために、「いのちの大切さを学ぶ教室」の開催（実施回数43回）、「大切な命を守る」作文コンクールへの応募の働きかけを行った結果、応募者（応募作品12,490点）の中から1名が高校生の部において警察庁犯罪被害者等施策推進課長賞を受賞した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14回、992人</li> </ul> </li> <li>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校や教職員向け理解促進講座の実施 5回、参加人数217人</li> <li>・ 市町村と協同した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施 8回、795人</li> </ul> </li> <li>○中学生及び高校生を対象に、犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にすることを育むことによって、自らが被害者にも加害者にもならないという規範意識や、社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図るために、「いのちの大切さを学ぶ教室」の開催（実施回数43回）、「大切な命を守る」作文コンクールへの応募の働きかけを行った結果、応募者（応募作品12,490点）の中から1名が高校生の部において警察庁犯罪被害者等施策推進課長賞を受賞した。</li> </ul>
	③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。</li> <li><input type="checkbox"/> 協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）</li> <li><input type="checkbox"/> 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進協議会総会での協議等を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和6年度行動計画を決定</li> <li>・ 県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回</li> </ul> </li> <li>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</li> </ul> </li> <li>○推進協議会総会での協議等を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和7年度行動計画を決定</li> <li>・ 県の犯罪被害者等への支援の取組を説明</li> </ul> </li> <li>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</li> </ul> </li> </ul>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
④様々な機会・媒体を用いた情報の提供			
○ 各種月間・週間等における啓発事業等の実施	<p>□ 若年層の性暴力被害予防月間（4月）や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」等の広報啓発事業を実施します。</p> <p>□ 児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、10月下旬に開催される子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による広報啓発事業を実施します。</p> <p>□ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）に、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。</p> <p>□ 職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。</p>	<p>○若年層の性暴力被害予防月間（4月）や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」等の広報啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察及び民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施</li> </ul> <p>R6.11.15～R6.12.1 5日間 県内5箇所で実施</p> <p>○児童虐待防止月間（11月）に合わせ、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施する。</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場のハラスメント相談強化月間における相談件数：13件</li> <li>・職場のハラスメント対策講演会を実施 ：1回、受講者数計201人</li> </ul>	<p>○若年層の性暴力被害予防月間（4月）や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」等の広報啓発事業を実施</p> <p>○児童虐待防止月間（11月）に合わせ、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施する。</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施します。</p> <p>○職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。</p>
○ ホームページ等を活用した情報提供	<p>□ 県警察のホームページ等に、子どもや女性に対する犯罪被害防止情報を掲載するとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者情報、ちかん、公然わいせつ等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施します。</p> <p>□ 各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等への支援情報の提供などを行います。</p> <p>□ 地域防犯ボランティアセミナー等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性を対象とした犯罪被害防止情報を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ピーガルくん安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者情報、ちかん、公然わいせつ等、身近な犯罪情報のタイムリーな情報提供を実施した。</li> <li>・「ピーガルくん安全メール」2,678件</li> <li>・「Yahoo!防災速報」256件</li> </ul> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県のたより11月号企画面</li> <li>・SNS広告やインターネットリスティング広告等の広報</li> <li>・ポスターやリーフレットを配架し、警察署や市町村の総合的対応窓口、スーパー等への配架・掲示</li> </ul> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携した理解促進講座等においてリーフレット等を配架</li> </ul> <p>○安全・安心キャンペーン等での普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心キャンペーン等での普及啓発 2回実施</li> <li>・暮らし安全通信等での普及啓発 4回発行</li> </ul>	<p>○県警のホームページ等に、子供や女性を対象とした犯罪被害防止情報を掲載します。また、「ピーガルくん安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者情報、ちかん、公然わいせつ等、身近な犯罪情報のタイムリーな情報提供を実施します。</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <p>○安全・安心キャンペーン等での啓発、情報提供</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
⑤交通事故防止・犯罪被害防止についての普及啓発の推進			
○ 交通安全教育の実施	<p>□ 幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした、交通安全指導員による幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。</p> <p>□ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、DVDを学校、職場、自治会等へ貸し出すとともに、自転車ルールブックによる周知・啓発を行います。</p>	<p>○ 幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・ 実施園数169園、参加人数12,432人</p> <p>○ 交通安全シルバーリーダー養成研修会を実施 ・ 実施回数2回、参加人数約180人</p> <p>○ 交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・ 67件、5,516人視聴。</p> <p>○ 自転車ルールブックを県内の高校1年生や市町村等へ配布予定 ・ 135,705部配布</p>	<p>○ 幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施</p> <p>○ 交通安全シルバーリーダー養成研修会を実施</p> <p>○ 交通安全についてのDVDの貸出しを実施</p> <p>○ 自転車ルールブックを県内の高校1年生や市町村等へ配布予定</p>
○ 交通安全に係るデータ等の提供	<p>□ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。</p> <p>□ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。</p>	<p>○ 第11次神奈川県交通安全計画等のデータを県のホームページに記載</p> <p>○ 県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p> <p>○ 報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。また、被害者・遺族等から匿名での広報を希望された場合には、その旨を広報文に明記した。</p>	<p>○ 第11次神奈川県交通安全計画等のデータを県のホームページに記載</p> <p>○ 県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上などで公表</p> <p>○ 報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。また、被害者・遺族等から匿名での広報を希望された場合には、その旨を広報文に明記します。</p>
○ SNSに起因する児童の性被害防止のための活動の推進	<p>□ SNS上における児童の性被害等につながるおそれのある家出少年への宿泊先の提供、児童買春の誘引、児童ポルノの要求等の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、投稿者及び書き込みの閲覧者に対し、注意喚起・警告メッセージを投稿する注意喚起警告活動を行うことにより、児童の性被害等の防止を図ります。</p>	<p>○ 注意喚起・警告メッセージ投稿件数 2,002件 児童 535件 誘因者 1,467件</p>	<p>○ SNS上における児童の性被害等につながるおそれのある家出少年への宿泊先の提供、児童買春の誘引、児童ポルノの要求等の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、投稿者及び書き込みの閲覧者に対し、注意喚起・警告メッセージを投稿する注意喚起・警告活動を行うことにより、児童の性被害等の防止を図ります。</p>
⑥いのちの大切さに関する教育の推進			
○ 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進	<p>□ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。また、「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたもの募集、表彰する「いのちの授業」大賞を行い、表彰式の実施や優秀作品集の配布などを通じて更なる普及啓発を実施します。</p> <p>□ いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の小学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配布するとともに、各学級では、学習指導要領に基づき小中学校において道徳科の指導を工夫する等、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進を図ります。</p> <p>□ 「いのち」を大切にする心を育む教育を実施するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成・実践研究校：小・中学校4校</p>	<p>○ PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○ 「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○ 「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたもの募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式を実施してオンライン配信し、優秀作品集の配付などを通じて更なる普及啓発を実施</p> <p>○ いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校及び特別支援学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○ 「いのち」を大切にする心を育む教育を推進するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成・実践研究校：小・中学校4校</p>	<p>○ PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○ 「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○ 「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたもの募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式を実施してオンライン配信し、優秀作品集の配付などを通じて更なる普及啓発を実施</p> <p>○ いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校及び特別支援学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○ 「いのち」を大切にする心を育む教育を推進するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成・実践研究校：小・中学校4校</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
○ 家庭教育の推進	<p>□ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p>
⑦人権教育、犯罪防止教育の推進			
○ 人権教育研修会の実施等	<p>□ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、いじめや児童虐待、犯罪被害者等の人権等を含めた講演を実施します。</p> <p>□ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、いじめや児童虐待、犯罪被害者等の人権等を含めた講演を実施 ○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権や児童虐待をテーマにした講演を実施 ○県立学校人権教育研修講座等の中で、ヤングケアラーの課題について講義を実施。</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、いじめや児童虐待、犯罪被害者等の人権等を含めた講演を実施 ○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権や児童虐待をテーマにした講演を実施予定 ○県市町村人権教育担当者研修会において、いじめなど子どもの人権をテーマにした講演を実施予定 ○県立学校人権教育研修講座等の中で、ヤングケアラーの課題について講義予定。</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>
○ いじめや暴力行為の防止活動の推進	<p>□ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。</p> <p>□ いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。</p> <p>□ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」において、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進します。</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ○公立学校教員への犯罪防止教育に係る講義を含んだ研修を実施。</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施、支援 ○「いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供及び情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を2回開催し、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進するための協議を実施</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を開催し、犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ○公立学校教員への犯罪防止教育に係る講義を含んだ研修を実施予定。</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施、支援 ○「いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供及び情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を2回開催し、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進するための協議を実施</p>
	<p>□警察官やスクールソポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ、かるた等の啓発教材を活用した非行防止教室や、高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催します。</p> <p>□サイバー防犯ボランティアが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室を行います。</p>	<p>○非行防止教室 開催回数 1,407回（令和6年中） 小学校 911回、中学校 320回 高等学校 82回、その他の学校 40回 その他 54回</p> <p>○高校生による非行防止教室及び防犯教室の実施校数 県立高校14校、市立高校1校、私立高校5校 開催場所 小学校等35か所</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校等で実施</p> <p>○サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施件数 127回</p>	<p>○警察官やスクールソポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ等の啓発教材を活用した非行防止教室や、高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催します。</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校等で実施</p> <p>○サイバー防犯ボランティアが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室を行います。</p>

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進	<p>□ 児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした「生命（いのち）の安全教育」を実施します。</p>	<p>○全県指導主事会議（第1～3回）において、「生命（いのち）の安全教育」部会を開催し、市町村教育委員会の指導主事と連携し、発達段階に応じた指導について情報共有するとともに課題を検討した</p> <p>○県立学校の教諭や幼稚教育を担当する市町村教育委員会の指導主事を対象とした会議で、「生命（いのち）の安全教育」に関する国や県作成の教材や実践事例を周知した。</p> <p>○県内における多様な校種での「生命（いのち）の安全教育」の実践事例を、県教育委員会のホームページに掲載した。</p>	<p>○「生命（いのち）の安全教育」の更なる推進に向けて、引き続き市町村教育委員会と連携し、発達段階に応じた指導について情報共有するとともに課題を検討する。</p> <p>○様々な会議や研修で「生命（いのち）の安全教育」に関する国や県作成の教材や実践事例を周知する。</p> <p>○各種研修会において、「生命（いのち）の安全教育」に触れた講義を実施する。</p> <p>○県内における優れた実践事例をホームページに掲載する。</p>
4 犯罪被害者等を支える人材の育成			
(1)犯罪被害者等を支える人材の育成			
①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	<p>□ 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、犯罪被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員やボランティア等を養成するための「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」等を実施します。</p>	<p>○犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初・中級（R6.7.5～R6.9.20 10日間） 受講者33名</li> <li>・上級（R6.10.25～R6.12.27 10日間） 受講者29名</li> </ul>	<p>○犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p>
②支援者、相談員等に対する研修等の実施			
	<p>□ 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。</p> <p>□ 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。</p>	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員、県警察職員を対象とした研修へ講師派遣 3回</li> <li>・市町村と協働で市町村職員に対する研修を実施 4回</li> </ul> <p>○各警察署指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の関係機関職員等を対象に、性犯罪・性暴力被害支援者研修を1回実施した。</li> <li>・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の相談員を対象に、相談・支援技術向上のための研修を6回実施した。</li> </ul> <p>○市町村DV担当職員及び女性相談支援員等への研修を実施</p> <p>○児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施する。</p> <p>○被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p>	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施します。</p> <p>○各警察署指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施します。</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <p>○市町村DV担当職員及び女性相談支援員等への研修を実施予定</p> <p>○児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施</p> <p>○被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施します。</p> <p>○性暴力対応看護師（SANE）養成講座やリフカ一研修の受講を支援した。</p> <p>○県警察、民間支援団体、県産科婦人科医会と連携し、産婦人科の医療従事者等を対象に、性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修会等を1回開催した。</p>
□ 性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師（SANE）養成のための研修や、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。			

施策事業等	概要 ※第4期計画から転記	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施予定
③支援者、相談員等を支える取組の実施	<p><input type="checkbox"/> 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。</p>	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートステーション相談員対象 1回</li> <li>・「かならいん」相談員対象 2回</li> </ul>	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施</p>
④支援ボランティア登録制度の運用	<p><input type="checkbox"/> 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。</p> <p><input type="checkbox"/> 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 直接・生活支援ボランティアのあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録者118名 (R7.3末現在)</li> </ul> <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者25名</li> </ul> <p>○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>○「直接・生活支援ボランティア」のあり方について市町村を交えて検討</p>
⑤専門性の強化促進	<p><input type="checkbox"/> P T S D対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。</p>	<p>○P T S D対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者 108名</li> </ul>	<p>○P T S D対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。</p>